

様式第五（第四十三条関係）（第一面）

再生医療等委員会認定申請書

年　　月　　日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等委員会を設置する者	住 所	法人にあっては、主たる事務所の所在地	}
	氏 名	法人にあっては、名称及び代表者の氏名	

下記のとおり、再生医療等委員会の認定を受けたいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第2項の規定により提出します。

再生医療等委員会を設置する者は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第26条第5項に規定するいずれの事由にも該当しないこと、病院若しくは診療所の開設者又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第42条第1項各号に掲げる団体に該当すること、再生医療等委員会を設置する者が同項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに再生医療等委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

1 再生医療等委員会に関する事項

再生医療等委員会の名称	
再生医療等委員会の所在地	
審査等業務の対象 (該当する項目すべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 第一種再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第2号に掲げるものに限る。）に係る審査等業務を実施 <input type="checkbox"/> 第一種再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第2条第5号に掲げるものに限る。）に係る審査等業務を実施 <input type="checkbox"/> 上記以外の第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を実施 <input type="checkbox"/> 第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を実施
審査等業務を行う体制	
手数料の算定の基準（手数料を徴収する場合のみ記載）	

2 再生医療等委員会の連絡先

担当部署	
担当部署電話番号	
担当部署FAX番号	
担当部署電子メールアドレス	
担当部署の責任者の氏名	
担当部署の責任者の役職	
苦情及び問合せを受け付けるための窓口	名称
	連絡先
再生医療等委員会の運営に関する情報の掲載URL	

※担当部署の責任者の役職については、担当部署における役職を記載すること

様式第五（第四十三条関係）（第二面）

3 委員名簿

※欄が足りない場合は、適宜追加すること

様式第五（第四十三条関係）（第三面）

（留意事項）

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 再生医療等委員会を設置する者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 5 1の「審査等業務を行う体制」の欄には、審査等業務を継続的に行うことができる体制、再生医療等委員会の開催頻度、その他の審査等業務に関する事項を記載すること。
- 6 1の「手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
- 7 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。

第一種又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う場合

- 「①分子生物学等」・・・分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家
- 「②再生医療等」・・・再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
- 「③臨床医」・・・臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師）
- 「④特定細胞加工物等の製造」・・・審査等業務の対象となる再生医療等の提供において用いられる特定細胞加工物等の製造に関する識見を有する者
- 「⑤法律」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家
- 「⑥生命倫理」・・・生命倫理に関する識見を有する者
- 「⑦生物統計等」・・・生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者
- 「⑧一般」・・・①から⑦までに掲げる者以外の一般的立場の者

第2条第2号又は第5号に掲げる再生医療等技術に係る審査等業務を行う場合は、次に掲げる者も置くこと

- 「⑨遺伝子治療」・・・遺伝子治療が人に与える影響について十分な科学的知見及び識見を有する者
- 「⑩遺伝子組換え生物」・・・核酸等に係る遺伝子組換え生物の取扱いについて科学的知見及び識見を有する者

第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う場合

- 「a-1, 医学・医療1」・・・医学又は医療の専門家であって、再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
- 「a-2, 医学・医療2」・・・a-1に該当する者以外の医学又は医療の専門家
- 「b, 法律・生命倫理」・・・医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者
- 「c, 一般」・・・a-1、a-2及びbに掲げる者以外の一般的立場の者

- 8 3の「再生医療等委員会を設置する者との利害関係」の欄には、再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。